

工 業 包 裝 技 能 檢 定 試 験 の
試験科目及びその範囲並びにその細目

平成 18 年 3 月

厚生労働省職業能力開発局

1. 1級工業包装技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ
制定 昭和55年度 改正 平成17年度
2. 2級工業包装技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ページ
同 上
3. 3級工業包装技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ページ
制定 平成10年度 改正 平成17年度
4. 基礎級工業包装技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ページ
同 上

1 1級工業包装技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

工業包装の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学科試験	
1 包装一般	
包装の分類	包装の分類に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 包装の定義 (2) 前処理 (3) 個装 (4) 内装 (5) 外装 (6) 工業包装と商業包装
包装に関する用語	次に掲げる包装に関する用語について概略の知識を有すること。 (1) 包装用語 (2) 木箱用語 (3) 段ボール用語 (4) さび止め用語
輸送環境及び条件	輸送環境及び条件について一般的な知識を有すること。
包装作業に使用する機械及び器工具の種類、用途及び使用方法	次に掲げる包装作業に使用する機械及び器工具の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。 (1) 工作用機械及び器工具 (2) 個装、内装用機械及び器工具 (3) 組立て用機械及び器工具 (4) 荷役機械
包装の方法	次に掲げる前処理、個装及び内装の方法について詳細な知識を有すること。 (1) さび止め包装方法 (2) 防水包装方法 (3) 防湿包装方法 (4) 緩衝方法 (5) 固定方法 (6) その他の包装方法
品質管理	品質管理について一般的な知識を有すること。
2 包装の材料及び容器	
包装作業に使用する材料の種類、規格、性質及び用途	次に掲げる材料の種類、規格、性質及び用途について詳細な知識を有すること。 (1) 木材 (2) 合板 (3) 段ボール (4) 金属材料 (5) 耐油、防水、防湿材料 (6) 緩衝材料 (7) 封緘材料 (8) その他補助材料
包装容器の種類、規格及び用途	次に掲げる包装容器の種類、規格及び用途について詳細な知識を有すること。 (1) 木箱（普通木箱、腰下付木箱） (2) 枠組箱

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
3 材料力学 材料力学の基礎知識	(3) さん付合板箱 (4) 段ボール箱 (5) パレット (6) その他の容器 次に掲げる材料力学の基礎知識について一般的な知識を有すること。 (1) 木材の強さ（曲げ、圧縮及び引張り） (2) 木箱構造と荷重の種類
4 製函、梱包作業法 製函指図書の作成 木材及び合板の仕組製材及び平打ち	かん かん かん 次に掲げる製函指図書の作成について詳細な知識を有すること。 次に掲げる木材及び合板の仕組製材及び平打ちについて詳細な知識を有すること。 (1) 製函指図書に基づく仕組製材寸法の算出 (2) 基本的なくぎの平打ち並びに部材の接合及び継なぎ方法 (3) 側、つまの防水
外装容器の組立て マーキング	次に掲げる外装容器の組立てについて詳細な知識を有すること。 (1) 組立てに要するくぎ及びボルトの用い方 (2) 天井の防水 (3) 容器の補強 次に掲げるマーキングについて詳細な知識を有すること。 (1) シッピング・マークの要領 (2) 一般貨物の荷扱い指示マーク
5 パッキングリスト及び輸出業務 パッキングリスト	次に掲げるパッキングリストについて一般的な知識を有すること。 (1) プロフォーマーパッキングリスト (2) ディテイルパッキングリスト 次に掲げる輸出業務について一般的な知識を有すること。 (1) 取引方法の種類 (2) 檢数、検量 (3) 木材の消毒
6 試験法 包装貨物及び容器の試験法	包装貨物の評価試験方法について概略の知識を有すること。
7 製図 日本工業規格に定める図示法及び材料記号	次に掲げる日本工業規格に定める図示法及び材料記号について一般的な知識を有すること。 (1) 機械製図の読図 (2) 材料記号の意味 (3) 展開図
8 安全衛生	

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
安全衛生に関する詳細な知識	<p>1 包装作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法</p> <p>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) 包装作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理、整頓及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他包装作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）関係法令（包装作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p>
実 技 試 験	
工業包装作業 製 函 かん かん	<p>製函について、次に掲げる作業がされること。</p> <p>(1) 仕組製材作業 (2) 平打ち作業（ボルト組立てを含む。）</p> <p>(3) 組立て作業</p>
梱 包 こん こん	<p>梱包について、次に掲げる個装、内装作業がされること。</p> <p>(1) さび止め包装 (2) 防水包装 (3) 防湿包装</p> <p>(4) 緩 衝 (5) 固 定</p>

2 2級工業包装技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

工業包装の職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学科試験	
1 包装一般	
包装の分類	包装の分類に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 包装の定義 (2) 前処理 (3) 個装 (4) 内装 (5) 外装 (6) 工業包装と商業包装
包装に関する用語	次に掲げる包装に関する用語について概略の知識を有すること。 (1) 包装用語 (2) 木箱用語 (3) 段ボール用語 (4) さび止め用語
包装作業に使用する機械及び器工具の種類、用途及び使用方法	次に掲げる包装作業に使用する機械及び器工具の種類、用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。 (1) 工作用機械及び器工具 (2) 個装、内装用機械及び器工具 (3) 組立て用機械及び器工具 (4) 荷役機械
包装の方法	次に掲げる前処理、個装及び内装の方法について一般的な知識を有すること。 (1) さび止め包装方法 (2) 防水包装方法 (3) 防湿包装方法 (4) 緩衝方法 (5) 固定方法 (6) その他の包装方法
品質管理	品質管理について概略の知識を有すること。
2 包装の材料及び容器	
包装作業に使用する材料の種類、規格、性質及び用途	次に掲げる材料の種類、規格、性質及び用途について一般的な知識を有すること。 (1) 木材 (2) 合板 (3) 段ボール (4) 金属材料 (5) 耐油、防水、防湿材料 (6) 緩衝材料 (7) 封緘材料 (8) その他補助材料
包装容器の種類、規格及び用途	次に掲げる包装容器の種類、規格及び用途について一般的な知識を有すること。 (1) 木箱（普通木箱、腰下付木箱） (2) 枠組箱 (3) さん付合板箱 (4) 段ボール箱

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>実 技 試 験</p> <p>工業包装作業</p> <p>製 函</p> <p>梱 包</p>	<p>(3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 包装作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理、整頓及び清潔の保持 (7) 事故時等における応急措置及び退避 (8) その他包装作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（包装作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p> <p>製函について、次に掲げる作業ができること。</p> <p>(1) 仕組製材作業 (2) 平打ち作業（ボルト組立てを含む。） (3) 組立て作業</p> <p>梱包について、次に掲げる個装、内装作業ができること。</p> <p>(1) 防水包装 (2) 防湿包装 (3) 緩 衝 (4) 固 定</p>

3 3級工業包装技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

工業包装の職種における初級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表3の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表3の右欄のとおりである。

表3

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学 科 試 験	
1 包装一般	
包装の分類	包装の分類に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 包装の定義 (2) 個 装 (3) 内 装 (4) 外 装 (5) 工業包装と商業包装
包装に関する用語	次に掲げる包装に関する用語について概略の知識を有すること。 (1) 包装用語 (2) 木箱用語 (3) 段ボール用語
包装作業に使用する機械及び器工具の種類、用途及び使用方法	次に掲げる包装作業に使用する機械及び器工具の種類、用途及び使用方法について概略の知識を有すること。 (1) 工作用機械及び器工具 (2) 個装、内装用機械及び器工具 (3) 組立て用機械及び器工具 (4) 荷役機械
包装の方法	次に掲げる個装及び内装の方法について概略の知識を有すること (1) 防水包装方法 (2) 防湿包装方法 (3) 緩衝方法 (4) 固定方法
2 包装の材料及び容器	
包装作業に使用する材料の種類及び用途	次に掲げる材料の種類及び用途について一般的な知識を有すること。 (1) 木 材 (2) 合 板 (3) 段ボール (4) 金属材料 (5) 防水及び防湿材料 (6) 緩衝材料 (7) その他補助材料
包装容器の種類及び用途	次に掲げる包装容器の種類及び用途について概略の知識を有すること。 (1) 木箱（普通木箱、腰下付木箱） (2) 枠組箱 (3) さん付合箱 (4) 板段ボール箱 (5) パレット (6) その他の容器
3 製函、梱包作業法	
木材及び合板の仕組製材及	次に掲げる木材及び合板の仕組製材及び平打ちについて概略の知

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
び平打ち	識有すること。 (1) 製函指図書に基づく仕組製材寸法の算出 (2) 基本的なくぎの平打ち並びに部材の接合及び継なぎ方法
外装容器の組立て	次に掲げる外装容器の組立てについて一般的な知識を有すること (1) 組立てに要するくぎの用い方 (2) 天井の防水 (3) 容器の補強
マーキング	次に掲げるマーキングについて概略の知識を有すること。 (1) シッピング・マークの要領 (2) 一般貨物の荷扱い指示マーク
4 安全衛生	1 包装作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 機械、器具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 包装作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理、整頓及び清潔の保持 (7) 事故時等における応急措置及び退避 (8) その他包装作業に関する安全又は衛生のために必要な事項 2 労働安全衛生法関係法令（包装作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。
実 技 試 験	
工業包装作業	
製函	製函について、次に掲げる作業ができること。 (1) 仕組製材作業 (2) 平打ち作業 (3) 組立て作業
梶包	梶包について、次に掲げる個装、内装作業ができること。 (1) 防水包装 (2) 防湿包装

4 基礎級工業包装技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

工業包装職種に係る基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表4の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表4の右欄のとおりである。

表4

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学 科 試 験	
1 主な包装の方法	
包装の分類	包装の分類に関し、工業包装と商業包装について初步的な知識を有すること。 次に掲げる包装に関する用語について初步的な知識を有すること。 (1) 包装用語 (2) 木箱用語 (3) 段ボール用語
包装に関する用語	包装作業に使用する器工具の種類及び用途について初步的な知識を有すること。 次に掲げる包装の方法について初步的な知識を有すること。 (1) 防水包装方法 (2) 防湿包装方法
包装作業に使用する器工具の種類及び用途	
包装の方法	
2 包装の材料及び容器の種類	
包装作業に使用する材料の種類	次に掲げる材料の種類及び用途について初步的な知識を有すること。 (1) 木 材 (2) 合 板 (3) 段ボール
包装容器の種類	次に掲げる包装容器の種類及び用途について初步的な知識を有すること。 (1) 木箱（普通木箱、腰下付木箱） (2) 段ボール箱 (3) パレット
3 主な製函及び梱包作業の方法	
木材及び合板の平打ち	木材及び合板の平打ちについて初步的な知識を有すること。
外装容器の組立て	外装容器（段ボール箱）の組立てについて初步的な知識を有すること。
マーキング	一般貨物の荷扱い指示マークのマーキングについて初步的な知識を有すること。
4 安全衛生に関する基礎的な知識	包装作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。 (1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
実技試験 組立て 工業包装作業 製函	扱方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 包装作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理、整頓及び清潔の保持 (7) 事故時等における応急措置 (8) 安全衛生標識（立入禁止、安全通路、保護具着用、火気厳禁等） (9) 合図 (10) 服装 段ボール箱の組立て及び防水包装作業ができること。